平成２９年（フ）第４１２号
北九州市八幡東区清田４丁目28番５号
破産者　加世田正志
1　破産債権の届出期間　平成29年11月２日まで
2　一般調査期日　平成29年12月７日午後２時
平成29年10月３日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１９号
北海道稚内市中央２丁目11番８号
破産者　有限会社カネマル生本商店
1　破産債権の届出期間　平成29年11月７日まで
2　一般調査期日　平成29年12月21日午後１時30分
平成29年10月３日　　旭川地方裁判所民事部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第９３４４号
東京都中野区弥生町４丁目35―８―502
破産者　潘　　栄鋒
審尋期日　平成29年12月18日午後３時
平成29年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０７４号
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号有楽町電気ビルヂング北館９階
清算株式会社　ノースリバー株式会社
代表清算人　北野　幸惠
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０９４号
東京都目黒区大橋１丁目７番４号
清算株式会社　株式会社オーガニッククオリティ
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０５２号
東京都港区赤坂２丁目９番11号
清算株式会社　株式会社ウェアハート
代表清算人　西田　竜司
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の弁済及び免除
(1)　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定認可決定確定後、以下①・②のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、当該時点において清算株式会社が有する現預金から、必要な費用（清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額。以下同じ）を控除した残額を弁済原資総額とし、これを別紙記載の各協定債権額（ただし、次項に定める開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権を除く。以下本項において同じ）に応じて按分して算定した弁済額を弁済する。
①　株式会社講談社届出に係る協定債権の有無及び金額が確定した日
②　清算株式会社について未収消費税の回収（上記①の日までにその他の資産が発見された場合には当該資産の換価も含む）が終了した日
(2)　各協定債権者は、前号の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額について、その債務を免除する。
(3)　第１号の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前号により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
2　利息・遅延損害金の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権について、本協定認可決定確定時に全額を免除する。
3　弁済の場所及び端数の処理
(1)　本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
(2)　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第２５号
埼玉県本庄市児玉町大字児玉2634番地８
更生会社　都築コンクリート工業株式会社
管財人　森田　房雄
1　決定年月日　平成29年９月30日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２９年（再）第３２号
東京都新宿区百人町１丁目７番15号　韓流百貨店ビル　202
再生債務者　金　　徳洪
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２丁目６番１号　丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所　弁護士　早川　　学
平成29年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第２号
岐阜県本巣市軽海728番地
再生債務者　株式会社ディナトス包装
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岐阜市七軒町25番地　苅谷ビル２階　堀部俊治法律事務所　弁護士　岩田　尚之
平成29年９月29日　　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第４７号
千葉県印西市原４丁目１番地２棟307号
再生債務者　成本俊泰こと　成　　俊泰
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年11月２日から平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再イ）第５８号
埼玉県草加市谷塚上町363番地３　エトワール202号
再生債務者　松　　伴和
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月20日まで
4　一般異議申述期間　平成29年11月６日から平成29年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第１８３号
千葉県千葉市中央区南町３丁目12番６号　アリュール101号
再生債務者　髙梨　真澄
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月20日まで
4　一般異議申述期間　平成29年11月６日から平成29年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第５４号
埼玉県春日部市緑町３丁目４番15号
再生債務者　高野　卓弥
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月23日まで
4　一般異議申述期間　平成29年11月６日から平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係